

第2回 全管協四国支部商品セミナー（コンプライアンス編）

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は支部運営にご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、今回のセミナーは、コンプライアンスに重点を置き、民法改正についての対応とクレームについての対応のセミナーとなります。

皆様方の多数の参加をお待ちしております。

又、株式会社三福管理センター様のご厚意により別途ベンチマーキングも開催致します。

敬具

日 時 平成29年8月30日（水） （受付12時30分～）

場 所 ホテルマイステイズ松山（旧ホテルJALシティ松山）
松山市大手町1丁目10番10号（☎089-913-2580）

★開会の挨拶 13:00～13:05

★第1部★ 民法改正により賃貸借契約書はどのように変わるのか 13:05～14:30
説明会

平成29年5月改正民法が国会成立、6月2日公布されました。

これから3年以内に施行されます。

賃貸管理会社では、実務上どのように対応していかなければならないか、
連帯保証人の保証極度額、特約条項、敷金清算などをどうするか、
これら様々な点から解説します。

- ・新法・改正法による実務の変化
- ・保証契約の成立要件、更新
- ・賃借人・保証人の死亡
- ・保証会社による代位弁済
- ・借主債務の加重
- ・保証人に対する情報提供義務
- ・原状回復
- ・通常損耗補修特約の有効性
- ・訴訟と対策

の予定。



講師： ことぶき法律事務所 弁護士 塚本 智康

プロフィール	
2001年	中央大学法学部卒業
2008年	中央大学法科大学院卒業
2008年	新司法試験合格
2009年	東京弁護士会登録
2009年	ことぶき法律事務所入所

< 休 憩 > 14:30～14:40

講師：株式会社日本総陰 クレームサービス・ロスコントロールコンサルティング
管理部長 葛石 晋三



講師プロフィール：葛石 晋三(かっせき しんぞう)クレーム対応の専門家。1977年生まれ。大学在学中の19歳の時にニッセイ損害保険の契約コールセンターで派遣として入社。初めてのクレーマーと対決する。26歳、自社に入社。クレーム対応のコンサルティングを受注する。この頃、契約クライアントより「自社の社員にもクレーム対応が出来るように教育してくれ」と要請を受ける。36歳の時、クレーム対応セミナーを開催し、好評を受けて全国各地からセミナーや講演の依頼がある。講師業をスタートし、クレーム対応を専門にした研修コンサルタント事業を自社でも行う。現在は、リスクマネジメントを社業にした自社の営業部長として、全国を転戦するほか、クレーム対応方法の普及を全国に知らしめるべく活動している。企業と消費者とが、クレームの局面において、公平で円満なエンディングを迎えられるようにとの願いを持っている。
<http://ameblo.jp/claim-monster> 公式ブログ

★閉 会

16:00

★ベンチマーク★ 翌日、8月31日(木)

株式会社三福ホールディングス本社にて開催

10時～12時の予定

詳細は、参加者にご案内させていただきます。

- ・定員(20名)になり次第締め切ります。
- ・1社2名までの参加で愛媛県以外の会員に限りです。

参加申込書【FAX番号】087-837-0109

お申込締切は、8月18日(金)まで

会員名	担当者	参加 ・ 欠席		
【右記記入例】 参加の場合は、○、欠席の場合は、×にてご記入下さい	第1部 説明会	第2部 講演会	8月31日 ベンチマーク	
参加者				
参加者				
参加者				

【ご参加の場合は、必ず事務局から回答を致します】